

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成28年6月2日(2016.6.2)

【公表番号】特表2015-521673(P2015-521673A)

【公表日】平成27年7月30日(2015.7.30)

【年通号数】公開・登録公報2015-048

【出願番号】特願2015-518878(P2015-518878)

【国際特許分類】

C 08 L 101/00 (2006.01)

C 08 L 27/06 (2006.01)

C 08 K 5/10 (2006.01)

C 08 K 5/103 (2006.01)

C 08 L 71/08 (2006.01)

【F I】

C 08 L 101/00

C 08 L 27/06

C 08 K 5/10

C 08 K 5/103

C 08 L 71/08

【手続補正書】

【提出日】平成28年4月6日(2016.4.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

“混合物”という語は、軟化剤混合物又は可塑剤混合物を意味しており、これはトリメリト酸エステル及びポリエーテルポリオールエステルを含有し、そして場合によっては、さらなる可塑剤、例えば、アジピン酸エステル、セバシン酸エステル、アゼライン酸エステル又はポリエステルを含有する。しかしながら、好ましくは、該混合物は、トリメリト酸エステル及びポリエーテルポリオールエステルだけから構成される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

可塑剤混合物として非常に好ましく適しているのは、トリ-(2-エチルヘキシル)トリメリテート及びトリエチレングリコール-ジ-2-エチルヘキサノエートからなる混合物であることが実証された。ポリマー・コンパウンドの加工を容易にするため、混合の比を選択することによって、混合物の粘度を要求される値に合目的的に調整することができる。トリ-(2-エチルヘキシル)トリメリテート及びトリエチレングリコール-ジ-2-エチル-ヘキサノエートからなる混合物について、20において以下の粘度数値が測定される。